

令和6年度熊本地方審議会 熊本県特定最低賃金（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）に係る基本的見解

令和6年9月27日

## 1 令和6年度の最低賃金について

令和6年度熊本県最低賃金については、令和5年度最低賃金898円から過去最大の54円の引き上げとなり、952円で決定された。

中央最低賃金審議会の公益委員見解では、目安額について「5.0%を基準として検討することが適当」として引上げ額が50円とされたが、熊本県の最低賃金は、目安額の50円からさらに+4円での決定というかつてない高い額となった。

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、原材料等コスト増加分の価格転嫁が十分には進んでいない中で、非常に厳しい経営を強いられる状況になっている。

## 2 県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の状況

県内の当該関連産業については、TSMCの進出により活況を呈しているかのようなイメージが先行し、全体として好調な経営状況であるとみられている。しかしながら、サプライチェーンへの参入が容易ではないこともあり、現時点での波及効果は不動産業や、建設業などの業種に留まっているのが実情である。

また、当該関連企業においては、人材確保、マンパワー不足の問題が生じていることから、必然的に賃金を押し上げる結果となっているが、特に中小企業・小規模事業者においては、業績改善を伴わない防衛的賃上げを余儀なくされている状況にある。

そのような中であって、近年続いている大幅な最賃引き上げに加え、更なる大幅引き上げがなされれば、経営は極めて厳しい状況になる。

## 3 基本的見解

労働条件の向上に資するために、賃金支払い能力のある企業が率先して賃金を引き上げていくことは社会的使命であると認識している。そのことにより、結果として経済の好循環が生み出されるならば、望ましいことであると考えます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における最低賃金は、これまで熊本県最低賃金よりも高い水準にあり、過去の引き上げ額の推移をみても、多少の上下はあるものの県最低賃金の引き上げ額と同程度は引き上げてきており、高い水準を維持している。そうした意味で、この業界は熊本県の労働条件の向上を牽引する一定の役割を果たしてきたものと考えている。

また、近年は人材確保のために賃金の引き上げはやむを得ない状況となっていることもあり、当該関連産業の業界においても、できる限りの対応をしていかなければならないとは思っている。これまで熊本県経済を牽引し、これからもそれを期待されるこの業界が、今後持続的に発展しながら、県経済のエンジンとしての機能を果たしていくためにも、納得感のある妥当な引き上げ額となることを希望する。